

鴨川市訪問型サービスサービスコード表

令和7年4月適用

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型サービス11	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度 1176単位	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型サービス11日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 39単位	39	1日につき
A2 1211	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度 2349単位	2,349	1日につき
A2 2211	訪問型サービス12日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 77単位	77	1日につき
A2 1321	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える場合 3727単位	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型サービス13日割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当の訪問型サービスである場合 287単位	287	1日につき
A2 2411	訪問型サービス21		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間が20分以上45分未満の場合 179単位 (二) 所要時間が45分以上の場合 220単位	179 220	1回につき
A2 2511	訪問型サービス22		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163	
A2 2621	訪問型サービス23				
A2 1411	訪問型短時間サービス				
A2 C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割りの場合 ÷ 30.4 1単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合 23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合 ÷ 30.4 1単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合 ÷ 30.4 1単位減算	-1	1日につき
A2 C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		(1) 標準的な内容の指定相当の訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	
A2 C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		(二) 所要時間が20分以上45分未満 2単位減算	-2	1回につき
A2 C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		(二) 所要時間が45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2 C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2	
A2 D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき
A2 D220	訪問型業務継続計画未策定減算11日割		日割りの場合 ÷ 30.4 1単位減算	-1	1日につき
A2 D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合 23単位減算	-23	1月につき
A2 D213	訪問型業務継続計画未策定減算12日割		日割りの場合 ÷ 30.4 1単位減算	-1	1日につき
A2 D214	訪問型業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37	1月につき
A2 D215	訪問型業務継続計画未策定減算13日割		日割りの場合 ÷ 30.4 1単位減算	-1	1日につき
A2 D216	訪問型業務継続計画未策定減算21		(1) 標準的な内容の指定相当の訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1回につき
A2 D217	訪問型業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間が20分以上45分未満 2単位減算	-2	
A2 D218	訪問型業務継続計画未策定減算23		(二) 所要時間が45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2 D219	訪問型業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2	
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合	所定単位数の10%減算	
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービス提供を行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位加算	100	1月につき
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算		(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位加算	200	
A2 6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50 1回につき
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算	
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算	
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算III		(3) 介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算	
A2 6380	訪問型サービス処遇改善加算IV		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算	
A2 6381	訪問型サービス処遇改善加算V-1		(一) 介護職員等処遇改善加算(V) (1)	所定単位数の221/1000 加算	1月につき
A2 6382	訪問型サービス処遇改善加算V-2		(二) 介護職員等処遇改善加算(V) (2)	所定単位数の208/1000 加算	
A2 6383	訪問型サービス処遇改善加算V-3		(三) 介護職員等処遇改善加算(V) (3)	所定単位数の200/1000 加算	
A2 6384	訪問型サービス処遇改善加算V-4		(四) 介護職員等処遇改善加算(V) (4)	所定単位数の187/1000 加算	
A2 6385	訪問型サービス処遇改善加算V-5		(五) 介護職員等処遇改善加算(V) (5)	所定単位数の184/1000 加算	
A2 6386	訪問型サービス処遇改善加算V-6		(六) 介護職員等処遇改善加算(V) (6)	所定単位数の163/1000 加算	
A2 6387	訪問型サービス処遇改善加算V-7		(七) 介護職員等処遇改善加算(V) (7)	所定単位数の163/1000 加算	
A2 6388	訪問型サービス処遇改善加算V-8		(八) 介護職員等処遇改善加算(V) (8)	所定単位数の158/1000 加算	
A2 6389	訪問型サービス処遇改善加算V-9		(九) 介護職員等処遇改善加算(V) (9)	所定単位数の142/1000 加算	
A2 6390	訪問型サービス処遇改善加算V-10		(十) 介護職員等処遇改善加算(V) (10)	所定単位数の139/1000 加算	
A2 6391	訪問型サービス処遇改善加算V-11		(十一) 介護職員等処遇改善加算(V) (11)	所定単位数の121/1000 加算	
A2 6392	訪問型サービス処遇改善加算V-12		(十二) 介護職員等処遇改善加算(V) (12)	所定単位数の118/1000 加算	
A2 6393	訪問型サービス処遇改善加算V-13		(十三) 介護職員等処遇改善加算(V) (13)	所定単位数の100/1000 加算	
A2 6394	訪問型サービス処遇改善加算V-14		(十四) 介護職員等処遇改善加算(V) (14)	所定単位数の76/1000 加算	

鴨川市通所型サービスサービスコード表

令和7年4月適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A 6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位		1,798	1月につき	
A 6	1112	通所型サービス11日割			59単位		59	1日につき	
A 6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3621単位		3,621	1月につき	
A 6	1122	通所型サービス12日割			119単位		119	1日につき	
A 6	1113	通所型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	
A 6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447単位	447	
A 6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき	
A 6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合 ÷30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A 6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき	
A 6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合 ÷30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A 6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算		-4	1回につき	
A 6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22			4単位減算		-4	1回につき	
A 6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	通所型業務継続計画未 策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき	
A 6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合 ÷30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A 6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算		-36	1月につき	
A 6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割			日割りの場合 ÷30.4日		1単位減算	-1	1日につき
A 6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算		-4	1回につき	
A 6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22			4単位減算		-4	1回につき	
A 6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算			1月につき
A 6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算			1日につき
A 6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算			1回につき
A 6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に 居住する者又は同一建 物から利用する者に通 所型サービスを行う場 合	イ 1週当たりの標 準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援 1		376単位減算	-376	1月につき
A 6	6106	通所型サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2		752単位減算	-752	1月につき
A 6	6207	通所型サービス同一建物減算 3		ロ 1月あたりの回数を定める場合	94単位減算		-94	1回につき	
A 6	5612	通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算		-47	片道につき
A 6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算		100	
A 6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算		240	
A 6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算		50	
A 6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算		200	
A 6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算		150	
A 6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算		160	
A 6	6310	通所型一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算		480	
A 6	6011	通所型サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1	88単位加算		88	
A 6	6012	通所型サービス提供体制加算ⅠⅡ		(Ⅰ) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援2	176単位加算		176	1月につき
A 6	6107	通所型サービス提供体制加算ⅡⅠ		(Ⅱ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1	72単位加算		72	
A 6	6108	通所型サービス提供体制加算ⅡⅡ		(Ⅱ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位加算		144	
A 6	6103	通所型サービス提供体制加算ⅢⅠ		(Ⅲ) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24単位加算		24	
A 6	6104	通所型サービス提供体制加算ⅢⅡ		(Ⅲ) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算		48	
A 6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算		100	
A 6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ		(Ⅱ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算		200	
A 6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算		20	1回につき
A 6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(Ⅱ) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回		5単位加算		5	
A 6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算		40	
A 6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算			
A 6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算			
A 6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算			
A 6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1001 加算			
A 6	6381	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅠ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅰ) 所定単位数の81/1000 加算			1月につき	
A 6	6382	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅡ			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅱ) 所定単位数の76/1000 加算				
A 6	6383	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅢ			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅲ) 所定単位数の79/1000 加算				
A 6	6384	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅣ			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅳ) 所定単位数の74/1000 加算				
A 6	6385	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅤ			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅴ) 所定単位数の65/1000 加算				
A 6	6386	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅥ			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅵ) 所定単位数の63/1000 加算				
A 6	6387	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅦ			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅶ) 所定単位数の56/1000 加算				
A 6	6388	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅧ			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅷ) 所定単位数の69/1000 加算				
A 6	6389	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅨ			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅸ) 所定単位数の54/1000 加算				
A 6	6390	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅩ			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅹ) 所定単位数の45/1000 加算				
A 6	6391	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅪ			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅺ) 所定単位数の53/1000 加算				
A 6	6392	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅫ			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅻ) 所定単位数の43/1000 加算				
A 6	6393	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅬ			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅼ) 所定単位数の44/1000 加算				
A 6	6394	通所型サービス処遇改善加算ⅤⅭ			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅽ) 所定単位数の33/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	8002	通所型サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A 6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援 2	3621単位		2,535	1月につき
A 6	8012	通所型サービス12日割・定超			113単位		83	1日につき
A 6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A 6	8013	通所型サービス22・定超		事業対象者、要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A 6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援 2	3621単位		2,535	1月につき
A 6	9012	通所型サービス12日割・人欠			113単位		83	1日につき
A 6	9003	通所型サービス21・人欠	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者、要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A 6	9013	通所型サービス22・人欠		事業対象者、要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	